

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（651））
2. 日 時：平成30年2月6日 14時00分～18時10分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、津金管理官補佐、義崎管理官補佐、秋本安全審査官、田尻安全審査官、照井安全審査官、日南川安全審査官、正岡安全審査官、村上安全審査官、吉村安全審査官、関根技術研究調査官、千明技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、堀野技術参与、山浦技術参与、高嶋原子力規制専門員

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他27名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備）専門役 他5名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 部長 他9名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他3名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 保修計画課 主任 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 副長 他3名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他3名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、本日及び2月1日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る説明スケジュール、当該申請書の原子炉本体及び排気筒の要目表、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【気体、液体又は固体廃棄物処理設備のうち排気筒（要目表）関係】

○主要設備リストの主排気筒の耐震重要度分類について、非常用ガス処理系排気筒の間接支持構造物及び耐震重要施設への波及的影響の防止という観点も踏まえ、再度、設備の位置づけを検討し提示すること。

【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

○変更許可の審査において、方針等に変更があった場合は速やかに工認資料に反映させること（例えば、津波は「津波（基準津波を超え、敷地を遡上する津波）」としている等）。

○環境条件の温度による影響は、現場操作がある場合も含めて考え方を整理して提示すること。

○環境条件の放射線による影響は、最大放射線量を対象区画でなく、機器（主蒸気逃がし安全弁）で区分していることについて考え方を示すこと。

○変更許可の審査において整理した「建屋等及び地中の配管トレンチ」の定義を明確にし

た上で、環境条件としてどの対象区画に整理されているか示すこと。

- 自主対策設備が重大事故等対処設備等へ悪影響を及ぼさないことについて、自主対策設備の一覧を示した上で、悪影響防止対策について整理して提示すること。
- ブローアウトパネルの設計方針では、「地震を受けた後も確実に機能すること」について考え方を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 工認ヒアリング 年間説明スケジュール表（案）
- ・東海第二発電所のブローアウトパネル等に関する工事計画書の記載箇所について